

女性活躍推進法の改正の概要

～女性活躍推進法の施行から3年後の見直し～

【現状等】・女性の就業率は上昇傾向

- ・第一子出産を機に約5割の女性が離職
- ・就業を希望しているが、育児・介護等を理由に働いていない女性は約240万人
- ・諸外国と比べて女性管理職比率は低水準（約15%）



女性の職業生活における活躍を
更に推進することが必要

(1) 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 (令和4年4月1日～)

常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大

(2) 女性の活躍に関する情報公表義務の対象拡大 (令和4年4月1日～)

常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大

(3) 一般事業主行動計画の数値目標設定方法の変更 (令和2年4月1日～)

○ 301人以上の事業主の目標設定は

- ① 職業生活に関する機会の提供(働きがい)、
- ② 職業生活と家庭生活との両立(働きやすさ)

の各区分から1項目以上、それぞれ具体的な数値目標を定める必要あり

(4) 女性の活躍に関する情報公表義務の強化及びその履行確保 (令和2年6月1日～)

○ 301人以上の事業主の情報公表項目については、

- ① 職業生活に関する機会の提供(働きがい)、
- ② 職業生活と家庭生活との両立(働きやすさ)

の各区分から1項目以上公表

○ 情報公表に関する勧告に従わなかった場合、企業名公表が可能に。

(5) 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設 (令和2年4月1日～)

○ インセンティブを強化するため、優良事業主認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設(取得企業は、行動計画の策定義務を免除)

